

2019年7月4日

「中部横断道 県負担ほぼ解消」？？これは事実と異なります

補助金と地方交付税は異なります

参議院選挙ミニレポート 甲府市議会 山田厚

新知事から流された宣伝だけを鵜のみにしていけません

「中部横断自動車道の建設工事の山梨県負担額164億円がほぼ解消」との報道（山梨日日新聞2019年7/2）がされました。それによると164億円かかる県負担が、総務省の地方交付税の算定を見直しの方針によって、県の試算では普通交付税の増額で1億円に縮減になったとのことです。

この算定方針で、現行の「特例措置の適用期間の3年間延長」「高速道路のトンネルと橋の長さで全国平均2倍を超える自治体に割増の新算定」で、山梨県の負担額がほぼなくなつたと試算しています。

横断道 県負担ほぼ解消 新直轄 164億から1億に

中部横断自動車道の新直轄方式区間（六郷—富沢インターエンジン間、延長28・3キロ）の建設工事の遅れで膨らんだ山梨県の負担額を巡り、総務省は1日、地方交付税の算定方法を見直す方針を決め、県の建設工事の遅れで膨らんだ負担額がほぼ解消する見通しとなった。県の試算では、約164億円の県負担が約1億円に縮減する見込み。県負担額削減を知事選公約の柱に掲げた長崎幸太郎知事は「大きな意義がある改正を成し遂げた」と強調した。

総務省は東京都内で全国財政課長会議を開き、地方交付税の算定方法に新直轄高速道路の距離に占めるトンネル、橋の長さの割合が高い団体に対し、交付税を増額する制度を新設する方針を示した。対象はトンネル、橋それぞれで全国平均の2倍を超える地方自治体。山梨はトンネルが2・085倍、橋りょうは2・038倍で対象となる。このほか、過去に県負担額の削減につながった、現行の

中部横断自動車道の新直轄方式区間（六郷—富沢インターエンジン間、延長28・3キロ）の建設工事の遅れで膨らんだ負担額がほぼ解消する見通しとなった。県の試算では、約163億円の交付税措置が見込まれる。正式な軽減額は今月末にも閣議決定される普段交付税大綱で決定する。長崎知事は5月、石田重敏総務相に県負担額の軽減を要望した。総務省の方針提示を受けた長崎知事は都内で会見し、「想像以上。100点満点だ」と強調。公約の実現に道筋を付けたとして「県民の信頼を頂く上で、意味の大きい話。今後のさまざまな施策に弾みを付けたい」と語った。長崎知事は会見後に総務省を訪れ、安田充事務次官と面談。新方針に感謝を伝え、安田事務次官は「適正な算定を考えた形だ」と述べた。中部横断道の県負担を巡っては、当初は約176億円が見込まれていたが、横内正明元知事時代の2007年に約32億円に減額。その後、軟弱な地盤などの影響で工事が難航して事業費が膨らみ、県負担額も約164億円に増加していた。

（鈴木秀人）

しかし、この報道は「知事の大成果」として県から流されたものを一方的に掲載しただけで、この報道は正確ではありません。県民に「新知事の政権との太いパイプのおかげで国からお金が出て県の負担がなくなつて良かった」との誤解を与えるからです。

以下は県政の資料と知事会見の一部ですが、このような試算を、今、公表してはいけないのです。

地方交付税措置の拡充の内容（新直轄高速道路関係）

① 現行の投資補正の適用期間を延長

当初：R 3 年度まで → 拡充後：R 6 年度まで（3年延長）

② 新直轄高速道路延長に占めるトンネル及び橋りょうの延長割合が高い団体に対し、交付税措置を割増しする補正を新たに創設

県負担額等の状況（山梨県試算）

総事業費 約3,154億円

国負担額 (75% + 後進特例) 約2,554億円	県負担額 約600億円 現行の地方交付税措置 約436億円	実質的な県負担額 約164億円
----------------------------------	-------------------------------------	--------------------

△163億円

総事業費 約3,154億円

国負担額 (75% + 後進特例) 約2,554億円	県負担額 約600億円 現行の地方交付税措置 約436億円	交付税措置の拡充 約163億円
----------------------------------	-------------------------------------	--------------------

実質的な
県負担額
約1億円

知事臨時記者会見の発言 中部横断（自動車）道の県負担に関する大変よいニュースであります。これまで公約にも掲げ、最優先課題としておりました、中部横断自動車道の県負担、これに関しまして、本日、全国財政課長会議が開催されまして、総務省から交付税措置を見直す旨の方針が示されました。これによりまして、後ほど申し上げますが、わが県はこれまで 164 億円というふうに計算しておりましたが、この 164 億円のうち、ほぼ全て解消されることになりました。163 億円カット、残り 1 億円前後ということで、山梨県の負担は、ほぼ全て解消という決定をしていただいたところであります。（2019年7月1日）

地方交付税制度の仕組みは補助金と異なります

地方交付税の仕組みから考えないとこのような誤解を当然、招きます。県試算の163億円の交付とは補助金ではありません。この交付金とは地方交付税です。補助金と地方交付税とは性格と内容が異なります。

国の補助金とは

・**国の財源**から交付される金額です。決まった事業に対しての現金給付です。**使い道**が限定されています。163億円の補助金なら、その中部横断道にそのまま使うことができ、それ以外には使えません。

地方交付税とは

- ・全国の自治体が、格差なく等しく一定の水準・基準を維持する行政をおこなうために自治体財政の不均衡を是正し自治体の自立性・独立性を維持するための交付です。

地方交付税法（目的） 第1条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

- ・そのため、自治体財政が基準より豊かな自治体には交付されません。全国の都道府県では東京都のみで、あとは地方交付税の交付自治体です。
- ・この地方交付税の財源は、国のもとではなく**自治体全体の独立財源**であり、プールされ、算定基準に基づいて配分されるものです。

その算定に中部横断道路が入っても、そのほかに 教育費・厚生労働費・産業経済費・総務費・その他と一緒にまとめて交付されるもので、**使い道は、自治体に任されます**。良くない自治体では、公立病院への交付する算定を無視して公共事業の財源に充てることもあります。

- ・地方交付税には2種類あり、普通交付税と特別交付税があります。
普通交付税とは、地方交付税の主体をで合理的=厳格な算定基準で全国一律です。
特別交付税とは、災害などの特別な事情を考慮して算定されます。

●**今回の増額算定の方針は普通交付税**です。算定基準は明確にされており、算定方法の改正には意見提出制度が有ります。全国の自治体との協議もない中で、選挙が終わったばかりの一県知事が5月下旬に上京し算定変更を要請して、一か月ほどですぐ改正される？？このことは極めて疑問です。

●安倍政権では大公共事業を進めるために事前に算定変更を準備していたと思われます。社会保障を充実させなければならない時、のこと自体も問題ですが、県知事はそれに乗ったといえます。

●普通交付税の新方針は **全国の自治体一律**であり山梨県に限りません。「気に入る知事」とか「気に入らない知事」とは関係なく一律適用です。

●今回の普通交付税の全国一律の算定改正による増額交付は、山梨県以外にもあるとみるべきです。そうなると普通交付税の算定を道路・土木などの大公共事業有利にすると**算定の合算総額がかなり大きくなります。**

●しかし**地方交付税は財源不足**で、算定合算額と自治体への交付額が著しく不足しています。地方交付税の財源は不足し全体のパイの大きさが限定され不足しているのです。

そこで不足額に対処するための地方債＝臨時財政対策債という地方交付税自体の借金の現状が2001年度から続いています。しかも地方交付税の金額は、国の勝手な「理論値」で低めに算定するため実態にそぐわないことがほとんどです。

●とにかく7月末の普通交付税大綱の閣議決定と総務省の算定基準を見るまでは大まかであっても具体的な試算などは出来ないです。

そうなると長崎県政の掲げる「成果」自体もおかしい！ 整理すると

①県民に地方交付税の交付を、あたかも**国からの補助金**と同じように描いています。これで参議院選挙を前にして「良かった さすが自民党だ」としたいのでしょう。

②算定基準も明らかでない**今の段階で「164億円の県負担はほぼ解消」**としていることは明らかにおかしい。この試算を7月末でなく今の時点で公表すること自体が選挙を意識した政治宣伝と言えます。

③地方交付税があるにしても、中部横断道路の県負担は総額約600億円です。これは長期借金である地方債〔臨時財政対策債も〕でやるしかありません。毎年の元利返済金に地方交付税の交付金が充てられますが、20年以上、場合によっては30年もかかるのに、「県負担」の結果は、**20年、30年先のその時まで延ばされ「わからない」となります。**つまり、今の時点で「県負担ほぼ解消など」とは言ってはいけないです。

④**地方交付税を交付する財源が極めて不足**しているなかで、どうするのか？ しかも大公共土木事業の算定基準のみにかなりの増額なります。

・**国はどうするのか？** 今後、社会保障や教育の算定基準を低めて、自治体の人件費の削減、民間委託や広域圏域、病院・上下水道への算定額を削減することが大いに考えられます。つまり、地方交付税制度を改悪しはじめるのでしょう。

・**山梨県はどうするのか？** 中部横断道で県の長期借金＝地方債はさらに大きくなります。県政は今回、「普通交付税増額で県負担はほぼ解消」と宣伝しているだけに、教育や社会保障なども含めて総額でまとまる地方交付税を、中部横断道路などに傾けて使うことが想定されます。つまり教育や医療・社会保障に使うべき交付金を、山梨県の判断で中部横断道路などの大公共土木事業に使われることが考えられるのです。

⑤つまり、山梨県政は、この問題からも**「土木優先で福祉なおざり」がさらに進み、連動して県内の市町村段階でも教育・医療・社会保障の後退が進む可能性が強まったのです。**